

議案第16号

債権の放棄について（教育委員会関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市高等学校等奨学金貸与条例（昭和63年大阪市条例第7号）に基づき本市が行った高等学校等奨学金の貸与2件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 高等学校等奨学金の貸与金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表に掲げる高等学校等奨学金の貸与金債権に係る未返還の元本の額の合計金1,566,000円及びこれらに対する遅延利息
- 4 放 棄 の 理 由 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため

	貸与期間	未返還の元本の額
1	平成2年4月から平成5年3月まで	金297,000円
2	平成13年4月から平成16年3月まで	金1,269,000円

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市が行った高等学校等奨学金の貸与2件に係る各債務者に対する奨学金の貸与金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。